

令和8年度 みやざきの舞台芸術 公演企画募集

募集期間

令和7年8月15日(金)～令和7年9月14日(日) ※必着

審査

提出された申請書等を、以下の要領で審議し、令和8年度の
県民文化振興事業(当劇場の主催事業)として実施される公演を決定します。

- ・一次審査・・・公益財団法人宮崎県立芸術劇場(演劇ディレクター、財団職員)
- ・二次審査・・・公益財団法人宮崎県立芸術劇場文化事業協議会

なお、審査では以下の観点を踏まえて総合的に評価を行います。

- ・申請者、出演者、上演団体等の今後の舞台芸術活動の発展性
- ・申請公演の地域における舞台芸術活動の振興
- ・申請公演の独自性

結果通知

令和7年12月中旬頃に、採否を申請者全員に文書で通知します。

申込・問合せ先

公益財団法人宮崎県立芸術劇場 企画広報課「みやざきの舞台芸術」係
〒880-8557 宮崎市船塚3丁目210番地(月曜休館/月曜が祝日の場合は翌平日休館)
TEL 0985-28-3208 FAX 0985-20-6670
Email: butai-geijutu@miyazaki-ac.jp
<https://miyazaki-ac.jp>

詳しくは中面をご覧ください

令和8年度 みやざきの舞台芸術 公演企画募集

あなたの
舞台公演を応援します！

募集期間

令和7年8月15日(金)～令和7年9月14日(日)

※必着

本事業では宮崎県出身者や県内在住の方々が
行う舞台芸術の公演活動を応援します。

令和8年度 みやざきの舞台芸術募集要項

募集対象

令和8年度(令和8年6月1日～令和9年2月28日)に実施する、音楽・演劇・舞踊等の実演芸能を主とする公演のうち、広く県民に開かれた内容で地域の文化振興に寄与するもの。申請者及び上演団体が責任をもって主体的に実施することのできる公演。

ただし、次のような例は原則として対象となりませんのでご注意ください。

- 実演芸能を伴わないもの(映像のみの上映等)
- 予算上、資金不足の生じない黒字公演
- 習い事や稽古事の教室などの発表会
- 学校の部活動や団体などの定期公演(特別な企画を実施する場合は対象になる場合がございます)
- 企業等が実施する営利事業
- 入場者が限定され、一般の方の参加機会や鑑賞機会が認められないもの
- 入場無料公演

応募資格

宮崎県出身者や県内在住の該当公演の実演家の方々。

※複数名のグループの場合、メンバー全員が上記資格者である必要はありません。

応募方法

次の1～5の資料を必ず事務局に送付してください。

- ①申請書(様式1)
- ②公演プログラム案(様式2)
- ③制作費明細書(様式3)
- ④出演者の写真・プロフィール・過去の活動実績(様式自由)
- ⑤過去の公演資料など(音源、写真または映像データ必須。その他チラシ、プログラム、新聞切り抜き等)

※採否の判断材料となりますので、⑤の音源、写真もしくは映像は必ずご提出をお願いいたします。出演者全員のものでなくても、過去の公演や出演者のパフォーマンスの様子がわかるものをご提出ください。

※公益財団法人宮崎県立芸術劇場文化事業協議会に提出し審査を行いますので、あらかじめご了承ください。

※応募の際、提出していただいた資料等は返却いたしません。

※様式1～3は、当劇場ホームページからもダウンロードできます。郵送を希望される方はご連絡ください。

公演会場

メディキット県民文化センター(宮崎県立芸術劇場)を含む、宮崎県内の公立文化施設(21施設)

※当劇場で公演を予定される場合には、採択後に施設の予約状況にあわせて日程を調整させていただきます。あらかじめ公演希望日の候補を第三希望までご提示ください(実施日の1年前から施設利用の予約が始まります。利用の状況により希望日時に沿えない場合があります)。

※当劇場以外で公演を予定される場合には、日程の調整等を含めて会場の手配等も申請者で行っていただきます(申請時点での手配は不要です)。



応募用紙【様式1～3】
(PDF形式)



扶助対象項目・過去の公演等
(PDF形式)



チケットの委託販売
(WEBサイト)

対象経費の半額を負担

70万円を上限に、公演制作費のうち対象経費総額の50%の額を当財団が負担します。

ただし、チケット等収入の総額が、対象経費総額の50%の額を上回った場合は、「対象経費－チケット等収入」の金額を当財団負担額とします。
※実施の際は、当財団と応募者との共同主催となります。

採択後の支援

公益財団法人宮崎県立芸術劇場が行う支援は、以下の3点です。

- 公演の制作と実施に関わるアドバイス
- 当日の運営補助(当劇場での公演に限ります)
- 広報協力(広報誌「crescendo」への掲載、会員への周知等)

チケット収入

チケット販売金はすべて申請者の収入となります。

チケット販売におきましては、当劇場へも必ずご委託ください。
(委託に際しての手数料はご負担いただきます。)
※詳細は当劇場ホームページ「チケットの委託販売」をご参照ください。
当劇場の販売システムへ登録して販売する場合、システム登録料はいただきません。
※公演に際しては、適正な額の入場料を設定してください。

その他

1. チラシ等の印刷物に関して

チラシ・ポスター・当日配布プログラム等の印刷物は、すべて申請者側にてご準備いただきます。チラシ等の印刷物を作成する場合は、当財団との共同主催であることの明記が必要となります。実施団体名、実行委員会名等を、財団名と併記してください。
[例] 主催：主催者(団体・実行委員会)名・(公益財団法人)宮崎県立芸術劇場

2. 印刷物に掲載する問い合わせ先について

印刷物には、実施団体・実行委員会等の連絡先を必ず記載してください。

3. ツアー公演について

県外を含む複数個所で同一公演を行うツアー公演の場合、そのうち県内で行う1か所のみの公演を対象とします。

※その他詳細については、確定後にご説明します。